

国立研究開発法人審議会運営規程

平成 27 年 4 月 10 日制定

(審議会の招集)

- 第 1 条 経済産業省の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）は会長が招集する。
- 2 会長は審議会を招集するときは、その期日の 5 日前までに、日時、場所及び付議事項を記載した書面（電子的方式によるものを含む。）を委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員に送付しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- 3 委員の半数以上の者から付議事項を示して審議会の招集があったときは、会長は、これを招集しなければならない。

(利害関係がある場合の特例)

- 第 2 条 委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、審議の対象となる国立研究開発法人の事務及び事業の一部について密接な利害関係を有する者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）は、当該事務及び事業についての議決権を有しないものとする。

(会議への出席)

- 第 3 条 国立研究開発法人審議会令第六条第 1 項及び第 2 項に規定する出席には、会議の開催場所への出席のほか、会長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含めるものとする。

(委員以外の者の出席)

- 第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。
- 2 議事に関係のない臨時委員及び専門委員は会長の承認を得て、審議会に出席し、意見を述べることができる。

(緊急議案)

- 第 5 条 審議会は出席した委員の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(審議会の公開)

- 第 6 条 審議会は、原則として、会議又は議事録を公開することとする。ただし、特段の事

由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

(答申書等)

第7条 会長は、審議会の議決があったときは、遅滞なく、答申書を作成するものとする。

(部会の設置)

第8条 審議会は、その議決をもって部会を置くことができる。

(部会の議決)

第9条 部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

第10条 第1条から第6条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」、第1条第2項及び第2条中「委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属する委員、臨時委員及び専門委員」、第1条第3項及び第3条中「委員」とあるのは「部会に属する委員及び臨時委員」、第4条第2項中「議事に関係のない臨時委員、専門委員」とあるのは「部会に属さない委員、臨時委員、専門委員」と読み替えるものとする。

(付託)

第11条 会長は、経済産業大臣若しくは関係各大臣の諮問があった場合において、必要があると認めるときは、諮問に係る事案を部会に付託することができる。

(小委員会等)

第12条 部会は、その議決をもって小委員会その他の機関（以下「小委員会等」という。）を置くことができる。

- 2 小委員会等に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 3 小委員会等に小委員長その他の長（以下「小委員長等」という。）を置き、当該小委員会等に属する委員及び臨時委員（以下「当該小委員会等に属する委員等」という。）の互選で選出される者又は当該小委員会等に属する委員等のうちから部会長の指名する者がこれにあたる。
- 4 小委員長等は、当該小委員会等の事務を掌理する。
- 5 小委員長等に事故があるときは、当該小委員会等に属する委員等のうちから小委員長等があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 小委員会等は、当該小委員会等に属する委員等の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 7 小委員会等の議事は、当該小委員会等に属する委員等で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、小委員長等の決するところによる。
- 8 小委員会等の議決は、小委員長等が委員である場合に限り、部会長の同意を得て、部会

の議決とすることができる。

第13条 第1条から第6条までの規定は、小委員会等に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「小委員会等」、「会長」とあるのは「小委員長等」、第1条第2項及び第2条第1項中「委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「小委員会等に属する委員、臨時委員及び専門委員」、第1条第3項及び第3条中「委員」とあるのは「小委員会等に属する委員及び臨時委員」、第2条第2項中「議事に関係のない臨時委員、専門委員」とあるのは「小委員会等に属さない委員、臨時委員、専門委員」と読み替えるものとする。

(共管法人に係る特例)

第14条 他府省の研究開発に関する審議会と共同して一の国立研究開発法人に係る事項を処理する部会は、当該国立研究開発法人に係る事項の議事について、その主管となる府省の研究開発に関する審議会の議事の手続に準ずるものとする。

(運営規程の改正)

第15条 会長は、審議会の議決をもって、この運営規程を改正することができる。